

令和5年12月定例会 議会運営委員会の概要

| | | | |
|----|---------------|----|---------|
| 日時 | 令和5年12月 4日(月) | 開会 | 午前9時30分 |
| | | 散会 | 午前9時45分 |
| | 12月 8日(金) | 開会 | 午前9時29分 |
| | | 散会 | 午前9時31分 |
| | 12月12日(火) | 開会 | 午前9時29分 |
| | | 散会 | 午前9時37分 |
| | 12月14日(木) 第1回 | 開会 | 午前9時32分 |
| | | 休憩 | 午前9時37分 |
| | 第2回 | 再開 | 午後0時15分 |
| | | 散会 | 午後0時17分 |
| | 12月22日(金) 第1回 | 開会 | 午前9時29分 |
| | | 休憩 | 午前9時36分 |
| | 第2回 | 再開 | 午後2時 |
| | | 閉会 | 午後2時 6分 |

場所 議会運営委員会室

出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年12月4日(月))

委員長

1 北朝鮮の弾道ミサイル技術を使用した衛星打ち上げに関する対応についてだが、去る11月21日、北朝鮮から発射された弾道ミサイル技術を使用した衛星が、我が国・沖縄本島と宮古島の間の上空を通過した。これは、我が国のみならず、国際社会全体に対する挑発をエスカレートさせる明白な暴挙であり、断じて容認できない。

については、本日の本会議の冒頭において、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した衛星打ち上げに断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議案を配布 >

委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革、維新及び無所属は、私から確認しておく。

委員長

2 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会に追加提出をお願いしたいと考えている議案について、説明する。

まず、12月8日、一般質問初日に提案する議案について説明する。

サイドボックスにある「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案件名総括表」である。追加提案する議案は、予算1件と「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」などの条例5件の計6件である。

はじめに、条例については、去る10月19日に、職員の給与等について、議長及び知事に対して、県人事委員会から勧告及び報告がされた。

その取扱いについて慎重に検討を行ってきたが、特別職及び一般職の給与について、県人事委員会の勧告の内容などを踏まえ改定等することとした。

次に、補正予算案については、今回の給与改定に伴い不足が見込まれる給与費について補正予算を編成したもので、一般会計の補正予算額は、18億1,140万4千円となったところである。

議案の詳細については、この後、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、説明する。

サイドボックスにある「令和5年12月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容であるが、まず、人事委員会委員の選任についてである。

埼玉県人事委員会委員に香川晶子氏を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

次に、収用委員会委員の任命についてである。

埼玉県収用委員会委員に本木茂氏、小野寺優子氏、浅田由江氏を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。

経歴等については、お配りしているので、御覧いただきたい。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しを頂いたので、12月8日、一般質問初日に追加提案を予定している議案の詳細について、説明する。

サイドボックスにある「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案」のファイルを

お聞き願う。

2 ページ、資料 1 「埼玉県議会令和 5 年 1 2 月定例会付議予定議案件名表（追加提出）」を御覧いただきたい。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料 2 で説明する。

3 ページを御覧願う。「条例」について、説明する。

その主な内容は、今回の勧告及び報告を踏まえ、給料表について、職員給与が民間給与を 0.94% 下回ったことから、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引き上げること、期末・勤勉手当について、年間支給割合を 0.1 月分引き上げ、年間支給割合を 4.4 月から 4.5 月とすることなどである。

1 番は、特別職の期末手当について、一般職の期末・勤勉手当の引上げや国指定職の期末・勤勉手当の改正などを総合的に勘案し、年間支給割合を 0.1 月分引き上げるとともに、特別職の秘書の退職手当の規定を整備するものである。

4 ページを御覧願う。

2 番は、人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、知事部局、教育局及び警察本部などの職員の給与を改定するとともに、会計年度任用職員の勤勉手当を新設するものである。

5 ページを御覧願う。

3 番、4 番については、県の一般職員に準じ、企業職員、流域下水道事業企業職員における会計年度任用職員に対する勤勉手当を新設するものである。

6 ページを御覧願う。

5 番は、先ほどの 2 番と同様に、教員など学校職員の給与を改定するとともに、会計年度任用学校職員の勤勉手当を新設するものである。

条例については、以上である。

続いて、補正予算案について説明する。

7 ページを御覧願う。

資料 2 「令和 5 年度 1 2 月補正予算（追加）案の概要」を御覧いただきたい。

この補正予算案は、今回の給与改定に伴い不足が見込まれる給与費について補正予算を編成したものである。

「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で 18 億 1,140 万 4 千円 となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の補正では繰越金を財源としている。

次に、8 ページの資料 3 は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、一般質問初日に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしく願います。

委員長

3 質疑質問についての（1）質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、お手元の資料 1 により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、（2）質疑質問順位の決定についてだが、まず、12 月 8 日（金）については、自

民、民主フォーラム、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月11日（月）については、自民、県民、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月12日（火）については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

12月12日については、1番目が栄寛美議員、3番目が林薫議員で願います。

委員長

次に、12月13日（水）については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

12月13日については、1番目が渋谷真実子議員、3番目が高木功介議員で願います。

委員長

次に、12月14日（木）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

12月14日については、1番目が渡辺大議員、2番目が杉田茂実議員、3番目が武内政文議員で願います。

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局に配布させるので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

4 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・12月12日（火）、案文については一般質問最終日・12月14日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・12月22日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いする。

委員長

5 予算特別委員会についてだが、去る11月27日（月）の本委員会において、予算特別委員会の設置に向けた協議を進めていくこととさせていただいた。

そこで、前任期の予算特別委員会設置要綱及び議会運営委員会決定事項を基に、委員長案として、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）を作成したので御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な内容を説明する。議会運営委員会決定事項（案）を御覧願う。

まず、「1 日程」だが、部局別質疑は5日以内、総括質疑は1日、討論及び採決は1日とした。なお、昨年度は改選期の定例会会期を勘案し、部局別質疑を3日以内としていた。

次に、「2 質疑時間」の（1）部局別質疑については、アにあるとおり、1部局当たり2時間30分以内を単位とし、複数の部局を審査する場合においても同様とすることとした。なお、昨年度は、さきの理由で2時間15分以内としていた。また、（2）総括質疑については、アにあるとおり、質疑時間は例年どおり5時間とした。その他の詳細は、後ほど案を御覧願う。

各会派におかれては、持ち帰り検討していただき、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしく願う。

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、１２番山崎すなお議員、７６番山根史子議員、以上２名から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・１２月８日（金）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和5年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年12月8日(金))

委員長

1 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

なお、12月11日(月)の議事日程は、開会日に確認したとおり、3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

委員長

2 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、76番山根史子議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問3日目・12月12日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年12月12日(火))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

まず、この度はお忙しい中、細田委員長におかれては、議会運営委員会を開催していただき、また、委員の皆様方におかれては、お集まりいただき、感謝申し上げます。

委員長のお許しを頂いたので、12月14日、一般質問最終日に追加提案をさせていただき、説明する。

サイドブックスにある「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「件名総括表」である。追加提案をさせていただき、議案は、予算1件である。

去る11月2日に、国は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定し、これを受け、総額で約13兆2,000億円の令和5年度補正予算(第1号)が11月29日に成立した。

今回の補正予算案は、この国の補正予算を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者を支援するため、当面对応すべき事業について編成したものである。

その結果、一般会計の補正予算額は、114億9,715万2千円となったところである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しを頂いたので、12月14日、一般質問最終日に追加提案を予定している議案の詳細を、御覧いただいている資料により説明する。

2ページにある資料1「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案件名表(追加提出)」を御覧願う。追加提案を予定している議案は、予算1件である。

3ページを御覧願う。資料2「令和5年度12月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。

今回の補正予算案は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者を支援するため、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく補正予算を活用し、当面对応すべき事業について編成したものである。

補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(3)までの三つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、説明する。

4ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で114億9,715万2千円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、特定財源である国庫支出金を充てるとともに、国の総合経済対策に伴う地方負担分について繰越金を活用している。

5ページを御覧願う。「3 補正予算の主な内容」について説明する。

まず、「(1)物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援」についてであ

る。

「ア LPガスを使用する一般消費者等に対する支援」は、LPガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、販売事業者を通じ、価格高騰の影響分の一部を補助するものである。

「イ 子供の進学等への支援」は、子供の進学に向けたチャレンジを後押しし、貧困を理由として進学を諦めることがないようにするため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子育て世帯への大学等の受験料や中学・高校3年生の模試費用などを支援する市町村に対し補助するものである。

「ウ 福祉施設、医療施設等に対する支援」は、光熱費等の高騰の影響を緩和するため、福祉施設をはじめ、病院、私立学校、卸売市場などに対し、直近のエネルギー価格上昇率等を踏まえ、補助するものである。

「エ トラック運送事業者に対する支援」は、燃料価格の高騰の影響を緩和するため、運送事業者に対し、直近の燃料価格上昇分等を踏まえ補助するものである。

「オ 地域公共交通事業者に対する支援」は、地域住民の足となる乗合バス及びタクシー事業者の燃料価格の高騰の影響を緩和し、運行継続を支援するため、運賃改定の実施時期等を踏まえ、補助するものである。

6ページを御覧願う。

「カ 畜産農家に対する支援」は、配合飼料価格のうち製造及び流通コストの上昇分の影響を緩和し経営の安定を図るため、畜産農家に対し補助するものである。

「キ 県産農産物販売促進キャンペーンを通じた農業者支援及び家計負担軽減」は、県産農産物の取扱量を増加することで農業者を支援するとともに、県民の家計負担の軽減を図るため、量販店等が行う県産農産物の販売促進キャンペーンに対し補助するものである。

次に、「(2) 物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を促す支援」についてである。

「ア 中小企業等における原材料の転換等の支援」は、原材料の転換や使用量削減による経営体質改善を更に促すため、専門家や認定支援機関の助言により実施する中小企業等の設備投資や製品開発等に要する経費を補助するものである。

「イ 中小企業等の省エネ・再エネ設備投資への支援」は、中小企業等のエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減による体質改善を更に促すため、高効率な空調設備等への更新経費や蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備等の導入経費を補助するものである。

「ウ 施設園芸農家の省エネ転換への支援」は、燃料価格の影響を受けにくい省エネ型施設園芸への転換を促進するため、ヒートポンプなどの省エネ機器や資材の導入経費を補助するものである。

7ページを御覧願う。「(3) その他」についてである。

「ア 農業収益力向上への支援」は、競争力のある園芸作物産地を形成するため、高収益な作物・栽培体系への転換に必要な施設整備に要する経費を補助するものである。

「イ 障害児のプライバシー保護や支援体制の整備」は、障害児通所事業所におけるプライバシー保護等を図るため、パーテーションや簡易更衣室等の導入に要する経費を補助するとともに、地域における障害児の支援体制を強化するため、市町村への助言等を行う「地域支援体制整備支援員」を設置するものである。

次に、8ページの資料3は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、一般質問最終日に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

なお、明日、12月13日（水）の議事日程は、開会日に確認したとおり、3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

委員長

3 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、76番山根史子議員及び87番鈴木正人議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・12月14日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年12月14日(木)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案の取扱いについてだが、去る12月12日(火)の本委員会で執行部から説明がなされ、本日、追加提案される、「令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)」の取扱いについて御協議いただきたい。

まず、本議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかにということではないか。

< 了 承 >

委員長

2 議案(第121号議案~第146号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は意見書28件であったが、国立女性教育会館についての意見書案を提出したい旨の申出が自民からあったので、1件を追加し、お手元の資料1のとおり29件となる。御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

4 予算特別委員会についてだが、去る12月4日(月)の本委員会において、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布させていただいた。

各会派におかれては、持ち帰り検討いただいたことと存じるが、何か御意見はあるか。

伊藤委員

予算特別委員会では、特別委員の皆さんは議論ができるが、その他の議員においては議論ができないというところがあるので、是非、常任委員会で参考意見がまとめられるような検討ができたらいと思っている。

委員長

当初予算議案は予算特別委員会を設置して付託するという建て付けである。並行して常任委員会で、というのはそぐわないとを感じるが、御意見としては承る。ほかに意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、意見はあったが、委員長案のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、予算特別委員会の設置の件は、最終日の本会議において、お諮りするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 請願文書表の正誤表についてだが、本日の本会議においてお手元の資料3のとおり、議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、59番安藤友貴議員、76番山根史子議員、87番鈴木正人

議員、93番田並尚明議員、以上4名から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問1人目終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、午後0時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

令和5年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年12月14日(木)第2回)

委員長

1 第147号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、45番中川浩議員から、質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・12月20日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・12月22日(金)の本委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月22日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和5年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年12月22日(金)第1回)

委員長

1 各常任委員会及び決算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」の配布についてだが、決算特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元の決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」を本会議において配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願います。

伊藤委員

請願の本会議討論を行うことについて、許可していただきたい。

今回の請願にもたくさんの方の署名が添付されている。本会議の中でも、なぜ賛同するのか、賛同できないのかを県民にも分かりやすく表明する必要があると思うので、是非お願いしたい。

中屋敷委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

5 意見書案についてだが、各会派から提出された意見書案の柱29件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案13件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 予算特別委員会についてだが、去る12月14日（木）の本委員会において、お手元の資料4「埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）」のとおり、予算特別委員会を設置することで御決定いただいた。

まず、予算特別委員会に、令和6年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件を付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員の選任についてだが、お手元の資料5の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

以上、予算特別委員会の設置、付託事件、付託事件の継続審査決定及び委員の選任については、委員長報告終了後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革、維新及び無所属は私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の予算特別委員選任後の休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための予算特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 予算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に神尾高善委員が、副委員長に新井豪委員及び萩原一寿委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、28番伊藤はつみ議員から、第106号議案及び第107号議案に対する反対討論、44番白根大輔議員から、第106号議案及び第107号議案に対する賛成討論、31番八子朋弘議員から、第106号議案及び第107号議案に対する賛成討論、29番城下のり子議員から、第128号議案、第139号議案及び第140号議案に対する反対討論、45番中川浩議員から、第141号議案～第143号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序はただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その1）のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 知事追加提出議案についてだが、去る12月4日(月)の本委員会において説明のあった人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の（１）２月定例会の会期予定案についてだが、この件については、２月２０日（火）から３月２７日（水）の日程で、執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の１週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。